

苫小牧税務署からのお知らせ

☆申告書は、自分で作成して、お早めに☆

平成30年分の所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の確定申告書の提出期限は3月15日(金)、消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告書の提出期限は4月1日(月)です。

期限間近になりますと大変混雑しますので、確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告書の手引き」を参考にご自分で作成し、お早めに提出してください。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

なお、既に作成済みの確定申告書の提出は、郵送又は苫小牧税務署1階提出窓口へお願いします。

また、税務署などの確定申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参ください。(「確定申告のお知らせ」が届いている方は併せてご持参ください)

駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

税務署の閉庁日(土・日曜日、祝日)は、税務署での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

確定申告書等作成コーナーの操作方法に関するご質問は、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」に、お問い合わせください。

◀e-Tax・作成コーナーヘルプデスク▶

【電話番号】0570-01-5901(全国一律市内通話料金)

【受付時間】月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時から午後5時

※ご利用の電話機によっては、上記ダイヤルにつながらない場合があります。

その場合は、03-5638-5171 をご利用ください(通常通話料金となります。)

※受付時間を変更する場合がありますので、e-Taxホームページでご確認ください。

☆QRコードを利用したコンビニ納付ができるようになりました☆

国税をコンビニエンスストアで納付するためには、これまで税務署から交付又は送付されたバーコード付納付書が必要でしたが、平成31年1月から、確定申告書等作成コーナーや国税庁ホームページのコンビニ納付用QRコード作成専用画面から作成したQRコードを利用してのコンビニ納付が、一部のコンビニエンスストアで可能となりました。

【利用方法】

- ①自宅等で作成、出力したQRコードをコンビニ店舗へ持参
- ②QRコードをいわゆるキオスク端末(「Lopp i」や「Famiポート」)に読み取らせることによりバーコード(納付書)を出力
- ③バーコード(納付書)によりレジで納付

※納付できる金額は従来のコンビニ納付と同じく30万円以下となります。

※作成したQRコードをスマートフォン等に保存し、キオスク端末に画面表示して読み取らせることも可能です。

【利用可能コンビニ】

- ・「Lopp i」端末が設置されているローソン、ナチュラルローソン
- ・「Famiポート」端末が設置されているファミリーマート

※従来のバーコード付納付書による納付については、現在ご利用いただけるコンビニエンスストアで引き続き利用可能です。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

【お問い合わせ先】 苫小牧税務署 電話(代表) 0144-32-3165(自動音声でご案内いたします)

コンビニ収納が始まります

これまで役場や金融機関でしか納付できなかった町税などが、本年4月以降に発送する納付書からコンビニでも納付できるようになります。主に共働き世帯や単身者などから、仕事や通勤などのため納付が大変だとの声もあり準備を進めてきたものです。

コンビニは、休日や夜間でも納付することができ、手数料もかかりません。

これまでどおり、役場や金融機関での納付や口座振替も可能です。

コンビニ納付できる町の税金や料金

- 町道民税
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税
- 町営住宅使用料・町営住宅駐車料
ふるさと定住促進住宅使用料
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料
- 水道料金・下水道使用料

金融機関も窓口も引き続き利用可能

コンビニ納付開始後も、苫小牧信用金庫、門別町農業協同組合、びらとり農業協同組合、ひだか漁業協同組合、北洋銀行、北海道内のゆうちょ銀行及び各郵便局、日高町役場の各窓口での納付や口座振替も引き続き利用可能です。

納付書の様式が変わります

- コンビニで納付ができる納付書には、バーコードが印刷されています。
- 各期別ごとに1枚ずつ(つづられていない状態)の納付書が変わります。(水道料金・下水道使用料はこれまでと同様、毎月発行)
納付書に記載されている期別と納期限を確認し、納める納期の分だけ役場や金融機関の窓口またはコンビニのレジへお出してください。

納付できるコンビニ店など

セブンイレブン、ローソン、セイコーマート、ローソン100、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、コミュニティ・ストアやMMK設置店

※納付場所については、納付書の裏面をご確認ください。

※納期限内であれば、全国どこの店舗でも納付することができます。

※MMK設置店とは、MMK端末(公共料金収納端末)が設置され、店頭に置いて「公共料金収納取扱窓口」の表示がある店舗をいいます。

コンビニで取り扱いできない納付書

次のような場合は、コンビニで取り扱いできませんので、役場や金融機関で納付してください。

- バーコードが印刷されていないもの
- コンビニでの利用期限が過ぎた納付書
- 納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるもの
- 破損・汚損などでバーコードの読み取りができないもの

お問い合わせ先

- 町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税について
日高町役場 税務課 納税グループ 電話 01456-2-6184
- 後期高齢者医療保険料・介護保険料について
日高町役場 保険年金課 保険医療・介護・年金グループ 電話 01456-2-6561
- 町営住宅使用料について
日高町役場 管財建築課 建築・公営住宅グループ 電話 01456-2-6187
日高総合支所 地域経済課 施設管理グループ 電話 01457-6-2084
- 水道料金・下水道使用料について
水くらしサービスセンター 上水道グループ 電話 01456-2-1334
日高総合支所 地域経済課 施設管理グループ 電話 01457-6-2024